

No.	質問者	該当箇所	意見	
1	井上委員	参考資料 p.1	・町道3090北側は森林に囲まれているため空間線量は下がりにくいと考えられるが、どのような除染を考えているのか。その際の達成する線量目標はあるのか。また台風等異常気象後には森林からの放射性物質の拡散が予想されるため、その後のモニタリングは行う必要があるのではないか。	・町道3090の北側は、原発事故から12年経過し森林のように見えていますが、地目が宅地、農地の箇所もあり、事実、現況でも宅地や農地でした。今後、事故当時の利用状況に併せた除染メニュー（例：現況地目が宅地なら宅地向けの除染メニュー）で除染を進めていきます。その上で、法で定められた解除に向けた線量の基準である3.8μSv/hを1つの目安としつつも、より線量を下げることが目的に、線量低減効果を確認しながら除染を進めていきます。 ・異常気象後は、森林からの土砂流出などの状況を踏まえ、必要に応じてモニタリングを実施します。
2	藤田委員	参考資料 p.1	・”周辺の外縁部は同意を得られたところから除染作業中”とあるが、同意を得られなかったところは今後、どうするのか？将来的には除染する予定なのか、もしくはしないで残しておくのか？	・未同意敷地は、関係人の同意無しでは除染を行えないため、町と協力し同意をいただけるようアプローチを続け、同意を得られたところから除染を実施します。 ・同意を得られなかった箇所の未同意理由は、関係人の連絡先不明、回答検討中、除染拒否が挙げられます。回答検討中、除染拒否といった関係人都合の箇所を除いた連絡先不明の箇所については、町とも協力し連絡先把握につとめ除染に同意いただけるよう進めていきます。同意が得られ次第、除染は行い、同意・立会いいただいた範囲は全て除染する予定です。
3	井上委員	参考資料 p.2	・県道事業と重複箇所を除きとあるが、どのようなところが重複するのか。県事業と環境省の役割分担はどのようになっているのか。	・重複する箇所は、主に小良ヶ浜行政区内を走る県道小良ヶ浜野上線と、県道広野小高線（通称：浜街道）の拡幅事業に係る道路沿線部分です。拡幅に伴う補償対象となる構造物がある箇所は補償の交渉状況に応じて除染解体の着手が遅くなるため、県事業（測量調査、補償交渉等）の進捗状況を随時共有いただいた上で、補償対象から外れたところから除染解体に着手しています。
4	藤田委員	参考資料 p.3	・確認だが、道路の外縁から20mは除染する予定なのかもしくはしたのか？	・道路（線拠点）の外縁から20mの範囲は、拠点の線量を下げするために、同意・立会いをいただいた範囲は全て除染済み又は今後除染する予定です。
5	井上委員	参考資料 p.4	・最大1.6μSv/hとあるが、これは地上1m地点での値か。その場合、地上1cmでの値はどのようか。P.6、p.8の値についても同じ質問をしたい。	・地上1m地点での値です。1cmの値は現時点では未計測です。
6	藤田委員	参考資料 p.5	・”道路周辺の森林において敷地境界から5m範囲で5cmの表土削り取りを実施”とあるが、表土削り取り以外の除染は敷地境界から20m範囲で実施しているのか？	・5cmの表土削り取りは、生活圏（この場合は道路）の線量を更に下げするために、通常除染後に追加で行う除染（フォローアップ除染）で実施するものです。5cmの表土削り取り以外の範囲では、敷地境界から20mの範囲で現況地目に応じ、ガイドラインに基づく除染を行っています。
7	飯島委員	参考資料 p.5	・道路に隣接する森林の除染範囲だが、除染ガイドラインに書かれた「林縁から20m程度」とせず、敷地境界から5m範囲としたのはなぜか。空間線量率を下げるのが目的であれば、20m範囲にすべきではないか。また、5cmの剥ぎ取りでは不十分ではないか。	・ガイドラインでは、森林除染は「林縁から20m程度を目安に落葉等の堆積物を除去し、除去後において生活環境の線量低減効果がみとめられない場合は、必要に応じて林縁から5mを目安に堆積有機物残さ除去を実施」とあることから、ガイドラインに基づき、5mの範囲で土砂流出防止や森林環境への影響を与えない範囲で表土削り取りを行います。5cmの削り取りは、現在、森林全体の放射性セシウムの90%が土壌表層（0～5cm）に分布しているとの調査結果（林野庁「R3年度森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」）に基づいています。まずはこの範囲でフォローアップ除染を実施し、除染後、線量を計測し必要に応じて更なる対策を行います。
8	藤田委員	参考資料 p.6	・”道路周辺に未同意敷地が複数存在”とあるが、道路の外縁から20mは除染する予定なのかもしくはしたのか？外縁から20mを除染する場合、未同意敷地の部分はどのようにするのか？	・No.2の回答と同じ。
9	藤田委員	参考資料 p.7	未同意敷地に関し、道路の外縁から20mは除染する予定なのかもしくはしたと理解して良いか？	・No.2の回答と同じ。
10	藤田委員	参考資料 p.8	該当するホットスポットの（コリメータ付き測定器で）表面1cm高さの空間線量率は何の位か？ ”拠点内の線量が高いことは周辺の森林由来と考える”ためには表面1cm高さの空間線量が必要だと考えるがどうか？	・調査中。当日資料としてお示しいたします。
11	飯島委員	参考資料 p.9	・道路際の林縁部付近だけで空間線量率が高いが、線源は森林土壌だけか。他の林縁部に比べて、白丸エリア周辺だけ極端に線量率が高いのが気になる。深さ方向どれくらいまでセシウムが浸透しているのかも確認し、5cmの剥ぎ取りで十分か検討したうえで、剥ぎ取り深さをきめるべきではないか。あるいは、（あまり厳密に剥ぎ取り深さを決めるのではなく）剥ぎ取りの際に線量率の低減効果を確認しながら、剥ぎ取っていった方がよいのではないか。	・線源は、森林の他に道路舗装やその砕石部分にもあると考えています。後述する表土剥ぎ取りのほか、道路構造物からの線量を低減するために植生土のうなどの対策を検討しています。 ・道路と森林の境界部分において、富岡町内の他の事例を参考に、まずは5cm削り取りを行ったのち線量低減効果を確認しながら、必要に応じて追加で剥ぎ取りを行うことなどを想定しています。
12	河津委員	全体	・未同意箇所の状況と空間線量率の関係をできるだけ明確に（個人情報に係る場合は、委員会限りでも。）示していただきたい。	・当日資料（委員会限り）としてお示しいたします。
13	河津委員	全体	・点解除の場所の除染前後の空間線量率の状況（歩行サーベイ等でできるだけ詳しく、未実施のところは除染前のデータ）を示していただきたい。	・可能な範囲でお示しするようにいたします。
14	河津委員	全体	・現地調査では、時間があれば点解除の場所を全て確認したい。	・線量低減効果が確認できている小良ヶ浜浄化センターを除いた、点拠点（5箇所）を委員会前の現地調査で確認いただく予定です。
15	井上委員	全体	・町道3090、3091、1007、2004、松の前道路について夫々複数地点での線量率（1m、1cm）を表で示してほしい。	・資料3-3参照。
16	藤田委員	全体	・旧小良ヶ浜共同墓地が図示されていないが、9月末で作業が終了するためか。	・遅くとも11月末には除染完了予定。
17	藤田委員	全体	・未同意敷地が多く存在すると見受けられるが、基本的にはこのような敷地を今後どうするのかの方針を既にたてているのか。また、立っていない場合は事前に立てておくことが重要ではないか？	・No.2の回答と同じ。